

鷹栖町通学路等交通安全プログラム

～通学路等の安全確保に関する取組の方針～

令和4年12月

鷹栖町通学路等安全推進会議

1. プログラムの目的

全国で相次ぐ通学路での交通事故を受け、関係機関が連携して、通学路の安全確保に向けた取組みを行うため平成29年度に「鷹栖町通学路交通安全プログラム」を策定しました。昨今の事故情勢を踏まえ、通学路だけではなく未就学児が日常的に集団で移動する経路も含めて安全確保に向けた取組みを行います。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒および未就学児が安全に通学・移動できるように通学路等の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、「鷹栖町通学路等安全推進会議」を設置しました。本プログラムはこの会議で議論し策定しました。

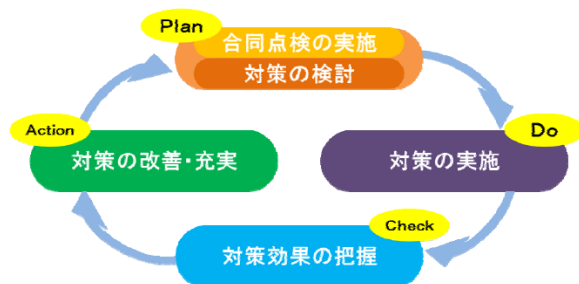
推進会議は、警察、旭川開発建設部、旭川建設管理部、教育委員会、建設水道課、町民課・健康福祉課で組織しています。

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的な通学路等の交通安全の確保のため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクル【対策検討（Plan）→対策の実施（Do）→対策効果の把握（Check）→対策の改善・充実（Action）】として繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

各学校および各関係機関から報告された危険箇所を対象に年1回以上、合同点検を実施します。

道路新設など周辺交通状況の大きな変化により通学路を見直した場合や、積雪時の危険箇所の把握については、関係者で協議の上、その都度対応します。

合同点検は鷹栖町通学路等安全推進会議、学校、PTA、町内会等が参加し実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかとなった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や交通安全施設整備のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むように、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのかを確認するため、各学校への聞き取りをするなど、対策実施後の効果を把握する手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「点検箇所一覧表」及び「点検箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添 1 点検箇所一覧表

別添 2 点検箇所図（鷹栖小学校）

別添 3 点検箇所図（北野小学校）